

2024年2月19日号 プライバシーマークについて

1分でわかる！ 会社を成長させるための 桑原事務所メルマガ通信

おはようございます。

桑原事務所の市原です。

今号では個人情報保護の認証の一つ、プライバシーマーク（Pマーク）をご紹介します。

よく企業のホームページなどに載せてあったり、世の中に広く認知されていますので、目にされた方もあるのではないのでしょうか。

ロゴはアルファベットのPとIの組み合わせで、個人情報の英訳「パーソナル・インフォメーション」の頭文字をモチーフにしたデザインです。

Pマークの運営は（一財）日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が実施、事業者が適切に個人情報保護体制を構築・運用しているかどうかを審査しています。個人情報を適切に管理していると評価され、認証を受けた事業者のみが使用できる第三者認証のマークです。取得することで、事業者は個人情報を守っていることを対外的にもアピールできるようになります。

なお、弊所で取得している情報管理の認証はISO27001ですが、「ISO」または、「Pマーク」いずれもポピュラーな制度です。

では、どちらを選ぶのがよいのでしょうか？

ISOが世界の規格であるのに対し、Pマークは前述のJIPDECという日本の機関の制度です。おのずと、国際ビジネスでのアピールが必要であればISO、国内向けであればPマークでもと考えられますが、ISOは企業が保有する情報全般が対象であるところ、Pマークは個人情報保護がベースになりますので、これら領域の違いも選択要素となるでしょう。

取得の方法で比較すると、ISOは一企業であっても支店があれば支店ごとや工場ごと、1つの工場だけでも認証を取得できます。勿論企業全体で取得することも可能であり、柔軟に取得が出来ます。一方Pマークは原則企業ごとの取得になります。

審査の方法では、両者とも取得して終了ではなく、ISO、Pマーク共に更新審査があります。ISOは毎年審査の3年ごとの更新審査であるのに対し、Pマークは2年ごとの審査になります。

ISO と P マークとで、どちらを取得したらいいか迷った際は、費用面、取得難易度や使用方法、要するに取得目的を改めて考えてみたらいいかもしれません。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。
よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0064 山口県防府市高井 1143-1
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net
